

## 自治退における共済事業の推進

### 1 自治退が取り組む共済事業

自治退は、会員の福利厚生のために、①自治労本部・自治労共済推進本部（以下「自治労共済」という）の共済制度利用の推進、②東京海上日動火災保険と提携した「安心総合共済」の推進——に取り組んでいます。

### 2 自治労共済制度利用の推進

#### （1）退職後の制度利用

自治労共済では、退職時に、または退職後に、自治労共済制度を利用していなかった方であっても、退職前に制度利用をしていた方については、改めて「じちろうマイカ一共済」（以下「マイカ一共済」という）および「住まいいる共済」を利用することができるよう、取り扱いを整理しています（ここで、退職前の制度利用には総合共済基本型を含みます）。

ただし、若年退職者には遠慮していただくこととして、「50歳未満での退職者」「勤続25年未満での退職者」を除くこととしています。なお、すでに自治労共済制度を利用している方については「但し書き」部分を適用しないこととしています。

#### （2）マイカ一共済

##### ① 補償の対象となる方

マイカ一共済では、契約者（組合員）ばかりでなく、その配偶者、同居の親族等が補償の対象となります。

##### ② 主な補償内容

		補 償 の 内 容
基 本 補 償	対人賠償	他人を死傷させ損害賠償責任を負ったとき
	対物賠償	他人の財物に損害を与え損害賠償責任を負ったとき
	人身傷害補償	搭乗中の事故により死傷したとき（過失割合にかかわらず損害額を補償）
	無共済車傷害補償	無共済（無保険）車との事故により死傷したとき
特 約	搭乗者傷害特約	被共済自動車に搭乗中の事故により死傷したとき
	自損事故傷害特約	自賠責保険の対象にならない事故で死傷したとき
	車両損害補償	被共済自動車のさまざまな事故による損害

##### ③ 掛金の割引

マイカ一共済の掛金には、自治労共済ならではの団体割引が適用されています。

### (3) 住まいの共済

- ① 住まいの共済は、火災共済と自然災害共済をあわせて、火災、風水害から地震まで、さまざまなリスクから住宅と家財を守る保障です（火災共済のみの契約も可能です）。
- ② 住まいの共済の共済金

		支 払 事 由
火 災 共 済	火災等共済金	火災、落雷、他人の住居からの水漏れ等により損害が生じたとき
	風水害等共済金	暴風雨、突風、台風、高波等により損害が生じたとき
自然災 害共済	地震等共済金	地震、噴火、津波等により損害が生じたとき
	風水害等共済金	暴風雨、突風、台風、高波等により損害が生じたとき

### ③ 住まいの共済、安心のポイント

- ④ 住まいの共済、安心のポイント
  - ① 燃焼損割合が住宅の70%以上で全焼損扱いとなります
  - ② 被害にあったものと同程度のものを新たに購入、修復するために必要な費用（再取得価額）を保障します
  - ③ 家財のみでも契約することができます
  - ④ 火災共済の最高保障額は6,000万円となります

### ④ 住まいの共済の安心を高める特約

		支 払 事 由
類焼損害補償特約		自宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅、家財に損害が生じたとき
個人賠償責任共済		国内での偶発的な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えたりして損害賠償責任を負ったとき
借家人賠償責任特約		賃貸住宅の居住者が、火災、破裂、漏水等により、家主に対して損害賠償責任を負ったとき

### (4) じちろう退職者団体生命共済

#### ① じちろう退職者団体生命共済の取組み開始

自治労共済は、2022年6月から、団体生命共済に加入していた組合員が、退職後も、健康状態にかかわらず、引き続き、団体生命共済と同等の保障を受けることができる制度として、じちろう退職者団体生命共済（以下「退職者団体生命共済」という）の取り組みを開始しています。

#### ② 保障の対象となる方

- ② 保障の対象となる方
  - ① 退職者団体生命共済は、保障の継続性を確保することを主眼として、新規に退職する組合員に限って、在職中の団体生命共済から移行することができることとしています。
  - ② したがって、①すでに退職している方、③退職時に団体生命共済に加入していなかった方——は、退職者団体生命共済に移行することはできません。これらの方に対しては、従前と同じく、安心総合共済加入をすすめていくこととします。

### ③ 主な保障内容

	医療保障充実型	病気入院付帯型
病気による死亡、重度障害	○	○
病気による入院、退院後の通院	○	○
不慮の事故による死亡、後遺障害	○	○
不慮の事故による入院、通院	○	○
病気、不慮の事故による手術	○	—
成人病による入院	○	—
がん診断	○	—

### (5) チラシの活用

自治労共済では、マイカー共済、住まいの共済の制度内容を紹介するために、退職者に特化したチラシを作成しています。チラシは自治労共済県支部に用意しています。各県支部に請求して、会員への利用呼びかけにご活用ください。

### (6) ホームページの活用

自治労共済では、ホームページ上でマイカー共済、住まいの共済の制度内容をくわしく紹介するとともに、掛金の試算、シミュレーションをすることができる体制を整えています (<https://www.jichiro-kyosai.jp>)。積極的な活用を、会員に呼びかけてください。

## 3 安心総合共済の推進

### (1) 安心総合共済のラインアップ

① 安心総合共済は、東京海上日動の提供する制度をアレンジして、自治退ならではの制度として会員に提供しています。現行のラインアップは、つぎのとおりです。

		補 償 の 内 容
基本補償		傷害による入院・手術・通院・死亡、個人賠償責任、携行品損害 ※ 携行品損害には免責金額があります
オ	医療補償	病気による入院・手術、放射線治療
プ	がん補償	「がん」との、はじめての診断・確定
シ	ホールインワン・ アルバトロス費用	国内でホールインワン、アルバトロスを達成した祝賀費用の支払

② 自治退の会員は、年齢、健康状態を問わず、基本補償に加入することができます。会員が基本補償に加入していれば、その配偶者も、年齢、健康状態を問わず、基本補償に加入することができます。

③ 基本補償の加入者は、オプションに加入することができます。ただし、医療補償、がん補償に新規に加入するときは、健康状態による制限があります。また、医療補償、がん補償は、89

歳まで新規に加入することができます。

- ④ なお、安心総合共済のオプションに医療補償、がん補償を取り入れていますので、単品で取り扱っていた「自治退医療保険」および「自治退がん保険」は、新規募集を停止しています。

## (2) 基本補償

### ① 基本補償の選択肢

基本補償には、①地震・噴火・津波による傷害を補償対象とするタイプ、⑥これを補償対象としないタイプ——があります。また、それぞれのタイプに、②会員のみを補償対象とする「本人型」、⑥会員とその配偶者を補償対象とする「夫婦型」——があります。

### ② 基本補償の掛金・保険金

基本補償の掛金は、性別、年齢を問わず一律です。また、保険金支払額も全年齢一律です。

### ③ 基本補償の保険金の支払

	支 払 事 由
傷害事故	保険期間中に発生した不慮の事故により事故の日から180日以内に入院、通院、死亡しましたまたは手術を受けたとき
賠償事故	保険期間中に発生した事故により、損害賠償責任を負ったとき
携行品損害	保険期間中、外出時に携行品を損壊したり盗取されたりしたとき

## (3) 医療補償

### ① 医療補償の選択肢

医療補償には、②会員本人のみを補償対象とする「本人型」⑥会員とその配偶者を補償対象とする「夫婦型」——があります。

### ② 医療補償の加入年齢

医療補償は、会員、配偶者とも、補償開始日において90歳未満の方が加入し、契約を更新することができます。ただし、配偶者は会員の年齢を6歳以上上回ることはできません。

### ③ 医療補償の加入制限

申込書記入日においてつぎのいずれかに該当する方は、新規に医療補償に加入することはできません。

- ② 病気もしくはケガで入院している、または入院もしくは手術をすすめられている  
③ 過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院した

### ④ 医療補償の掛金・保険金

- ② 医療補償の掛金は、男女一律ですが、65歳、70歳など、5歳ごとに掛金が変わります  
③ 夫婦型の掛金は、会員年齢での掛金の倍額となります  
④ 医療補償の保険金支払額は、60歳、70歳など、10歳ごとの支払単価が減額します

### ⑤ 医療補償の保険金の支払

支 払 事 由	
疾病入院保険金	保険期間中に入院を開始し5日以上入院したとき ※ 5日目から60日限度での支払
疾病手術保険金	保険期間中に所定の手術を受けたとき
放射線治療保険金	保険期間中に所定の放射線治療を受けたとき

#### (4) がん補償

##### ① がん補償の選択肢

がん補償には、①会員のみを補償対象とする「本人型」②会員とその配偶者を補償対象とする「夫婦型」 — があります。

##### ② がん補償の加入年齢

がん補償は、会員、配偶者とも、補償開始日において90歳未満の方が加入し、契約を更新することができます。ただし、配偶者は会員の年齢を6歳以上上回ることはできません。

##### ③ がん補償の加入制限

申込書記入日において、つぎのいずれかに該当する方は、新規にがん補償に加入することはできません。

- ⓐ これまでに、医師に「がん」または「上皮内がん」と診断されたことがある
- ⓑ 過去2年以内につぎのいずれかに該当したことがある
  - ⓐ 健康診断、人間ドックで検査を受け、臓器または検査結果の異常（要治療、要精密検査、1年以内に要再検査）を指摘された
  - ⓑ 医師の診察の結果、別に定める病気、所見、症状により継続して診察（服薬、治療を含む）、検査を受けるよう、指導された
- ※ 詳細はパンフレットを参照してください

##### ④ がん補償の掛金・保険金

- ⓐ がん補償の掛金は、男女一律ですが、65歳、70歳など、5歳ごとに掛金が変わります
- ⓑ 夫婦型の掛金は、会員年齢での掛金の倍額となります
- ⓒ がん補償の保険金支払額は、全年齢一律となります

##### ⑤ がん補償の保険金の支払

がん診断保険金	保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ⓐ 初めてがんと診断確定されたこと ⓑ 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと ※ がん診断保険金の支払は、保険期間を通じて1回に限ります
---------	---

#### (5) メディカルアシストの活用

- ① 基本補償に加入している方は、フリーダイヤルで24時間対応する無料の医療相談「メディカ

ルアシスト」を利用することができます。

## ② メディカルアシストでの相談事例

	相談・対応の内容
緊急医療相談	突然の発病、ケガから日常の体の悩みまで、医師、看護師が的確にアドバイス
医療機関案内	夜間・休日、旅行中の発病、ケガに、症状にあった医療機関を案内
専門医相談	内科、外科から精神科、漢方まで、幅広い分野の専門医が疑問、不安に応える
がん専用窓口	患部ごとに専門医が対応。生活面での悩みにも対応
転院・移送手配	転院、患者移送に係る手続き、手配のすべてを代行

メディカルアシストは、夜間でも休日でも旅先でも、いつでもどこでも、無料で利用することができます。また、セカンドオピニオンとしても利用することができます。

③ メディカルアシストの、相談事例を交えたチラシを自治退県本部、自治退共済会に用意しています。会員への周知を図り、ぜひ、有効な活用を推進してください。チラシを配ったときは、スマートフォンへの電話番号登録をお勧めください。

④ メディカルアシストのチラシに記載したQRコードを読み取ることにより、詳しい説明動画を見るることができます。活用をお勧めください。

## (6) 安心総合共済チラシの活用

① 安心総合共済では、基本契約からオプションまで、加入要件から保険金の支払まで、コンパクトにまとめたチラシを用意しています。

② チラシにも書いてありますが、安心総合共済加入者の3人に1人程度が、保険金の支払を受けています。

③ このチラシは、総会、集会等の場で配ったり、単会の会報、各種ニュースといっしょに個々の会員に配達したり、さまざまな方法で、利用することができます。

④ 説明時間が取れなくても、チラシに目を通す機会を数多く提供してゆくことが、安心総合共済の加入につながってゆきます。

⑤ チラシは自治退県本部、自治退共済会に用意しています。いつでも対応できますので、ご用命ください。

## (7) 退職予定者への呼びかけ

自治労共済が、新規退職者の在職中からの保障の継続を確保することを主眼として、退職者団体生命共済の取り組みを開始したことを踏まえて、安心総合共済の退職予定者への呼びかけは控えることとします。ただし、退職者会への加入呼びかけは、これまでにも増して、推進してゆきます。

## (8) 退職後共済の共済期間満了者への呼びかけ

① 自治労共済の退職後共済（医療給付、遺族給付）では、70歳・75歳満期の契約が相当数あり、毎年、多数の契約が満期を迎えていきます。

- ② 全労済が更新可能年齢を引き上げたことを踏まえ、自治労共済では、退職後共済の更新可能年齢を70歳から75歳まで引き上げるなどの対応をするとともに、満期後の全労済制度での対応も進めています
- ③ 更新可能年齢をさらに引き上げるなどにより、退職後共済加入者が無共済となることのないよう、願うところです
- ④ それでも、無共済となる方の発生が避けられませんので、退職後共済が満期を迎える方への安心総合共済への加入呼びかけを、よろしくお願ひします

#### (9) 遺族会員制度、夫婦会員制度の整備

- ① 安心総合共済の基本補償には、①会員のみを補償対象とする「本人型」②会員およびその配偶者を補償対象とする「夫婦型」——を設けています。加入状況は、夫婦型が、若干、上回っているのが実態です。また、医療補償加入には、基本補償加入が要件となります。
- ② 安心総合共済の基本補償は、自治退の組織共済として、自治退の会員であることを加入要件としていますので、夫婦型に加入している会員にもしものことがあると、その配偶者は、保険期間満了後は、継続して加入することができなくなってしまいます。
- ③ 会員にもしものことがあったとしても、残された配偶者が、引き続き補償を受けてゆくためには、①退職者およびその配偶者が会員となることができる「夫婦会員」制度、②会員にもしものことがあったときは、その配偶者が会員になることができる「遺族会員」制度——のいずれかを設けることが欠かせません。この場合、配偶者分の会費は減免対象としている単会が多いようです。
- ④ 「夫婦会員」「遺族会員」を制度化している場合は、会員本人にもしものことがあったとしても、配偶者は引き続き会員として、または、新たに会員となって、契約更新時に本人型に移行することができます。
- ⑤ 会員本人、配偶者とも、将来にわたって安心総合共済の補償をえることができるよう、単会の規約を整備して夫婦会員または遺族会員を制度化することを、お願ひします。遺族会員を規定する規約の例は、つぎのとおりです。

規約第〇条 この会は、会員が死亡した後、その配偶者が希望するときは、この会の会員

(以下「遺族会員」という) とすることができます

2 遺族会員の権利は会員と同等とし、会費は\*\*\*\*\*とする

※ 会費の取扱いは、それぞれの判断で定める

#### (10) 中途募集の取扱い

- ① 安心総合共済の保険期間は、毎年3月20日から翌年3月20日までとなっています。
- ② ただし、保険期間の中途であっても、8月中旬までは、満期日を翌年3月20日として、中途加入することができます。

- ③ 手続きが遅れた、他保険の契約満了を待っていたなど、さまざまなニーズに対応することができますので安心して加入呼びかけをしてください。